

# 生徒心得

## 【登校・下校】

- 1 学校が定めた登校及び下校の時刻を厳守すること。  
    登校時刻 午前8時25分  
    下校時刻 午後6時50分（休日 午後5時00分）
- 2 自転車通学をする場合には、所定の届け出をし、登校後は指定の駐輪場に施錠の上、よく整頓して入れておくこと。  
    また、重大事故防止のためヘルメットの着用に努めるとともに自転車保険には必ず加入すること。（加入義務化の開始日は令和6年4月1日）  
    注：自転車乗車中に歩行者と接触事故を起こした場合、賠償責任が生じることがある。
- 3 電動キックボードでの登校はしないこと。

## 【授業】

- 1 始業合図とともに授業を開始できるよう、学習準備をして担当教諭の来室を待つこと。
- 2 教科書等を忘れたときは、あらかじめ担当教諭に申し出てその指示に従うこと。
- 3 自習の場合は補欠担当教諭の指示に従い、他人に迷惑にならないように心がけ、課題等に取組むこと。

## 【考查】

- 1 考査は最善をつくし、厳正に受けること。
- 2 考査開始前に身のまわりを整理し、筆記用具以外は廊下に出して監督教諭の来室を待つこと。
- 3 遅刻生徒は監督教諭の指示を受けて受験すること。
- 4 考査を欠席したときは、すみやかに考查欠席届をホーム主任及びその教科担任に届け出ること。

## 【服装】

- 1 服装は質素端正を旨とし、以下のことを遵守した上で品位のある着用に留意すること。  
    《制服（冬服）》  
    ⟨Aタイプ⟩  
        (1) 襟カラーの付いた黒色詰襟学生服（袖ボタンは2個）を着用し、本校規定の金ボタンをつけ左襟に指定の校章をつけるものとする。アンダーシャツは、白・黒・紺等の華美でなく、襟元からはみ出さないものとする。  
        (2) ズボンは、ストレートの黒色学生服ズボンとし、タックは1つまでとする。  
            また、ベルトは、黒・茶等の華美でないものとする。  
    注：標準型学生服と認められないものについては、再購入となるので注意する。

### 〈Bタイプ〉

- (1) 学校指定の紺色セーラー服を着用し、左胸のポケットの位置に指定の校章をつけるものとする。アンダーシャツは、白・黒・紺等の華美でなく、原則、襟元からはみ出さないものとする。
- (2) スカートは、膝が隠れる程度の長さとし、ひだの幅は3cm位を標準とする。  
注：スカートが短いものについては、再購入となるので注意する。
- (3) カーディガンは、黒・紺等の華美でないものとし、袖や裾が長いものは禁止する。年間を通して着用を認めるが、カーディガンのみの着用は禁止する。

### 《制服（夏服）》

#### 〈Aタイプ〉

- (1) 白のカッターシャツまたは開襟シャツを着用し、左胸のポケットの位置に指定の校章を貼付するものとする。
- (2) ズボンは、冬服に準ずる。

#### 〈Bタイプ〉

- (1) 学校指定の白色セーラー服を着用し、左胸のポケットの位置に校章をつけるものとする。アンダーシャツは、白・黒・紺等の華美でなく、原則襟元からはみ出さないものとする。
- (2) スカート・スラックスは、冬服に準ずる。

### 《体育時の服装》

- (1) 上は、学校指定の長袖トレシャツ・半袖丸首シャツとする。
- (2) 下は、学校指定のトレンパン・短パンとする。
- (3) 運動靴（内履用・外履用）は、学校指定のものとする。

### 《その他》

- (1) コート類は、黒・紺・灰色等の華美でないものとする。
  - (2) 靴下は、無地の白・黒・紺等の華美でないものとする。（ワンポイントは可）
  - (3) 通学用靴は、白・黒・茶・灰等の華美でなく、かかとの高くないものとする。
  - (4) ネイル・マニキュアやピアス等の装飾品の着用は、禁止する。
- 2 やむを得ない場合、届け出によって異装を認める。ただし、異装者は常に生徒課発行の異装許可証を携行すること。
  - 3 登下校時の服装は、原則制服を着用すること。年間を通して、冬服・夏服いずれの着用も認めるが、入学式・卒業式等の儀式では、冬服を着用すること。
  - 4 休日・祝日の登下校時の服装は、部活動に参加する場合に限り、体育時の服装・部活動時の服装を認める。

## 【髪型】

- 1 髮型は、以下のことを遵守した上で清楚なものとすること。
  - (1) パーマやカール、染色や脱色、非対称カットは禁止する。
  - (2) 髮を束ねるゴムは、黒・紺・茶系等の華美でないものとする。髪留めについては、黒・紺・茶等で、色や飾りのついたものは禁止する。

## 【諸願届】

- 1 定期考查を欠席・欠課等をしたときは、定期考查欠席届を医師の診断書を添えてホーム担任に提出すること。また、1週間以上病気で欠席したときや1か月以上体育実技を見学したときは、医師の診断書をホーム担任に提出すること。
- 2 次のときは、欠席・欠課扱いとしない。ただし、やむを得ない場合を除き、1週間以内にホーム担任・各教科担任に届け出ること。

- (1) 忌引のとき。(日数は下表による)

父母	7日以内
祖父母、兄弟姉妹	3日以内
伯叔父母、曾祖父母、従兄弟姉妹	1日

- (2) 対外試合出場等、学校代表として行事に参加するとき。
- (3) 学校が認めた進学・就職のための受験・面接等に行くとき。
- (4) 交通機関の事故等により欠席・欠課等をするとき。
- (5) 学校において予防すべき感染症、その他で出席停止になったとき。
- 3 次の場合には、所定の届け書を提出して校長の許可を受けること。
  - (1) 学校代表として対外行事に参加するとき。
  - (2) 校外において部活動行事を催すとき。
  - (3) 部活動において合宿練習をするとき。
  - (4) 私的なキャンプ、登山をするとき。
  - (5) 場所のいかんに関わらず新たな集会を催すとき。
  - (6) 新たに会を組織するとき。
  - (7) 金銭・物品を募集するとき。
- 4 次の場合には、所定の届け書を校長に提出すること。
  - (1) 学校外の諸団体に加入した場合及びその団体の対外的行事に参加するとき。
  - (2) 保証人に変更があったとき。
  - (3) 自己及び保証人の転居・改名があったとき。
  - (4) 校内外でけがをしたとき及び交通事故などの災害にあったとき。
- 5 次の場合には、生徒課又は顧問に届け出て、その許可を受けること。
  - (1) 刊行物の発行、宣伝ビラの配布及びアンケートを行うとき。
  - (2) 掲示物を掲示しようとするとき。ただし掲示物はその許可期間終了後、直ちに後始末をすること。
  - (3) 異装を希望するとき。
  - (4) 自転車通学を希望するとき。
  - (5) 下校時刻以後も残りたいとき。
- 6 次の場合には、直ちにホーム担任に届け出こと。
  - (1) 登校後に外出又は早退を希望するとき。
  - (2) 身体に異常があって休養を希望するとき。
  - (3) 遺失物又は拾得物があったとき。
  - (4) 学割の交付を希望するとき。

- (5) 下宿の開始・変更及び中止があったとき。
- (6) 部加入又は退部をしたとき。
- (7) 校舎・校具を汚損したとき。
- (8) 教室内外の施設・備品の破損を発見したとき。
- (9) 学校に提出すべき書類・金銭の提出が遅れるとき。

## 【校外生活】

- 1 家庭における外出時には、行先・帰宅時間を必ず家人に告げ、みだりに外泊はしないこと。
- 2 夜間外出は急用のない限り慎み、午後9時以後の外出はしないこと。
- 3 アルバイト、原付・自動二輪・普通車等の免許取得は原則として禁止する。
- 4 居酒屋・パチンコ店・インターネットカフェ及びそれに類する好ましくない場所への出入りはしないこと。
- 5 成人向指定映画・ビデオ・DVDの観覧はしないこと。

## 【その他】

- 1 学校の内外を問わず暴力的行為・喫煙・飲酒等はしないこと。
- 2 外履、内履、体育館履の区別を明確にし、守ること。
- 3 生徒が印刷機・コピー機を使用する場合は、顧問教諭、ホーム担任又は教務係の監督のもとで行うこと。
- 4 不審者に遭遇した場合は、直ちにその場から逃げるか、大声で助けを求める等、身の安全を守ること。また、その後、直ちに学校・保護者に情報を伝えること。